

野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第11号

野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市結婚新生活支援事業補助金交付規則（平成30年野田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を次のように改める。

- (6) 夫婦のいずれもが過去に国又は他の地方公共団体によるこの規則と同趣旨の補助金等（この規則に基づく補助金を含む。）の交付を受けていないこと。ただし、この規則に基づく一の婚姻に係る同一支払期間内の複数回の交付の場合及び次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (7) 夫婦のいずれもが次に掲げる講座の受講等のいずれかを支払期間内に実施するものであること。

ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験及び子育て世帯との意見交換を含む。）

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

第10条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第3条第1項第7号に掲げる講座の受講等を実施したことを証する書類
附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。